

## 体験実習にあたっての注意事項

- ・ 開始時間を守ってください。時間に余裕をもって行動してください。
- ・ 利用者の方々、実習先の職員にきちんと挨拶してください。
- ・ **実習中に知り得た情報（個人名、住所、病歴、病院名、家庭事情等）は、絶対に第三者に漏らさないでください。これらの行為は、法律に触れる行為として罰せられる対象になります。**また施設内での撮影、録音はしないでください。
- ・ 実習中は実習生であっても職員に準じた立場としてみなされます。実習先の利用者の方や家族の方に不愉快な思いを抱かせないように、言葉遣いや、行動には十分に注意して下さい。
- ・ 実習日誌の記入は**利用者等の個人名はイニシャルで表記**するようにして下さい。
- ・ **実習日誌は、実習終了後ふりかえりを行い当日必ず実習先へ提出してください。**
- ・ 実習中は職員の指示に従い、自分の判断で勝手な行動をしないようにして下さい。また、わからないことは必ず職員に尋ね、不測の事態が発生した場合には、直ちに職員に報告してください。
- ・ 実習中に何を学びたいのか具体的な目標をもった上で、実習に臨んで下さい。
- ・ 実習中に利用者・家族の方からの現金、物品の授受、利用者・家族の方との個別の約束は絶対に行わないでください。
- ・ 実習生自身が感染源にならないようにするため、手洗い・うがい等で清潔にしてください。
- ・ 貴重品等は、各自で管理してください。
- ・ 実習中の喫煙、携帯電話の使用はご遠慮ください。（休憩時のみの使用としてください）

…裏へ続く

- ・ 名札は実習中においては常時携帯し、各自で管理して下さい。（全員の体験実習が終了した際に修了式を予定しておりますのでその際に返却していただきます。）
- ・ 当日やむをえない理由で実習を欠席する時は、**必ず実習先と事務局（0594-22-8218）に連絡**して下さい。
- ・ 実習中は、実習施設からの外出は控えて下さい。（お昼の時間でも同様です）  
但し、実習先から許可されている場合は、構いません。
- ・ 体験実習について不明な点があれば事務局まで問い合わせてください。

◆服装について◆

動きやすい服装（ズボン・運動靴等）で、派手な物や軽薄な格好は避けてください。  
その他、実習の内容により実習先の指示に従ってください。

【事務局】

社会福祉法人 桑名市社会福祉協議会

〒511-0062 桑名市常盤町 51 番地

電 話 0594-22-8218

F A X 0594-23-5079

E-mail:kshakyo@jasmine.ocn.ne.jp

担当：松岡・近藤